

取扱金融機関

金融機関名称	所在地名	電話番号
みずほ銀行府中支店	府中市府中町 1-1-2	042-364-2121
みずほ銀行八王子支店	八王子市横山町 15-3	042-623-1111
みずほ銀行日野駅前支店	日野市多摩平 1-3-1	042-581-2211
みずほ銀行日野支店	日野市多摩平 1-3-1	042-581-2211
みずほ銀行高幡不動支店	多摩市関戸 4-72	042-337-0761
三菱 UFJ 銀行日野豊田支店	立川市曙町 2-13-3	042-524-4162
三菱 UFJ 銀行日野市役所支店	立川市曙町 2-13-3	042-524-4161
三菱 UFJ 銀行多摩支店	多摩市一ノ宮 2-11-2	042-374-1411
三井住友銀行高幡不動支店	日野市高幡 1000-2	042-591-2121
三井住友銀行日野支店	立川市曙町 2-6-11	042-522-2151
三井住友銀行八王子支店	八王子市旭町 8-1	042-644-3131
山梨中央銀行八王子支店	八王子市千人町 2-4-8	042-661-3221
山梨中央銀行日野支店	日野市平山 3-4-1	042-592-3511
さわやか信用金庫高幡不動支店	日野市高幡 17-7	042-592-7111
多摩信用金庫日野支店	日野市日野本町 4-3-6	042-581-7311
多摩信用金庫南平支店	日野市南平 7-17-72	042-593-2111
多摩信用金庫豊田支店	日野市豊田 3-41-7	042-586-6111
多摩信用金庫豊田北口支店	日野市多摩平 2-3-2	042-581-2123
多摩信用金庫平山支店	日野市平山 5-13-2	042-593-1611
多摩信用金庫高倉支店	八王子市大和田町 5-3-24	042-646-1021
多摩信用金庫高幡不動支店	日野市高幡 1008-3	042-591-8911
大東京信用組合日野支店	日野市日野本町 2-18-11	042-582-2121

必要書類

【共通の必要書類】

個人の場合	法人の場合
1. 申込書	1. 申込書
2. 住民票の写し	2. 履歴事項全部証明書
3. 印鑑証明書	3. 法人印鑑証明書
4. 市民税の課税証明書	4. 法人市民税の納税証明書
5. 市民税の納税証明書	5. 連帯保証人の住民票の写し
6. 直近の確定申告書（写し可）	6. 連帯保証人の印鑑証明書
7. 身体障害者手帳（対象者のみ）（写し可）	7. 連帯保証人の区市町村民税の納税証明書 （非課税の場合は非課税証明書）
8. 許・認可書（写し可）	8. 直近の事業年度の確定申告書及び 決算書並びに法人概況説明書（写し可）
9. その他必要な書類	9. 許・認可書（写し可）
	10. その他必要な書類

資金区分が設備資金の場合

1. 設備投資計画添付書
2. 設備投資計画書
3. 見積書（有効期限内のもの）

創業・特定創業資金の場合

1. 創業計画添付書
2. 創業計画書
3. （特定創業資金の場合）認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明（写し可）（有効期限内のもの）

※ 次の資金の場合は、別途書類が必要になります。

- SDGs 推進事業者支援資金
日野市 SDGs 推進事業者登録制度登録証（写し可）（有効期間内のもの）
- アスベスト対策資金
解体等工事に係る事前調査説明書、アスベスト事前調査結果報告に関する誓約書

※ 詳細はお問い合わせください。



日野市融資あっせん制度HP

2025. 4. 1

令和7年度 日野市
中小企業事業資金融資あっせん制度のご案内

融資あっせん制度とは

この制度は、日野市内の中小企業やこれから事業を始めようとする方が、事業に必要な事業資金について、低利で金融機関から融資を受けられるように、取扱い金融機関に対して融資のあっせんをする制度です。

制度融資のポイント

＜ポイント①＞ 低利でのご利用が可能

市が金融機関にあっせんすることで、一般的な融資よりも低い金利で融資を受けることができます。また、創業を目指す方や、社会課題に取り組む事業者は、より有利な条件で制度を活用できます。

＜ポイント②＞ 利子補給による少ない金利負担

融資を受けた際の利子の一部を市が補助する「利子補給制度」があります。これにより、実質的な金利負担がさらに少なくなります。

＜ポイント③＞ 保証料の一部を補助

信用保証協会の保証を受ける際に必要となる保証料について、市および東京都から一部補助があります。融資時にかかるコストを抑えられるため、より利用しやすい制度となっています。

申込みから融資実行までの流れ



- ※ 事前に取扱金融機関に日野市融資あっせん制度についてご相談ください。
- ※ ①のあっせん申込みは、産業振興課まで申込みください。
- ※ あっせん申込みから融資実行まで1~2か月程度期間がかかります。
- ※ 金融機関や保証協会の審査により、減額や否決になる場合があります。

申込み先・問い合わせ

日野市産業スポーツ部産業振興課

住所：日野市神明一丁目 12 番地の 1 電話：042-514-8437

融資あっせん制度 メニュー 一覧

資金名	対象となる資金	資金区分 (資金使途)	融資限度額	貸付期間 (据置期間 6 か月 (創業は 12 か月) 含む)	融資利率	利子補給率	保証料補助 (補助内訳)
運転資金 中小	事業に必要な原材料若しくは商品の仕入又は給与の支払等に 必要な資金	運転資金	2,000 万円	1,000 万円以下：60 か月以内 1,000 万円超え：84 か月以内	1.7%	1.0%	1/2 (市補助 1/2)
設備資金 中小	市内の店舗、工場若しくは市内倉庫の増改築、機械器具の購 入又は従業員の厚生施設建設に必要な資金	設備資金	2,000 万円	1,500 万円以下：84 か月以内 1,500 万円超え：120 か月以内	1.7%	1.0%	2/3 (都補助 2/3)
小規模企業資金 小規模	全国の統一保証制度である小口零細企業保証制度に基づく、 小規模企業者が必要とする資金	運転資金 設備資金	2,000 万円	【運転】1,000 万円以下：60 か月以内 1,000 万円超え：84 か月以内 【設備】1,500 万円以下：84 か月以内 1,500 万円超え：120 か月以内	1.7%	1.0%	1/2 (都補助 1/2)
普通創業資金 中小 小規模	市内で新たに保証協会の保証対象業種に属する事業を開始し ようとするもの (事業開始 1 年以内のものを含む) が必要と する資金	運転資金 設備資金	1,000 万円	84 か月以内	1.5%	1.0%	2/3 (都補助 2/3)
特定創業資金 中小 小規模	市内で新たに保証協会の保証対象業種に属する事業を開始し ようとするもの (事業開始 1 年以内のものを含む) であって、 日野市の特定創業支援等事業を受け、その証明書を有するも のが必要とする資金	運転資金 設備資金			1.1%	1.0%	全額 (都補助 2/3、市補助 1/3)
SDGs 推進事業者支援資金 中小 小規模	SDGs の視点を経営に取り入れ、日野市 SDGs 推進事業者登録 制度に登録されたものが必要とする資金	運転資金 設備資金	1,000 万円	84 か月以内	1.5%	1.2%	全額 (市補助全額)
アスベスト対策資金 中小 小規模	市内にあるアスベスト (石綿) を含む建材が使われている建 物の工事を発注するものが必要とする資金 (アスベスト調査 費用は対象外)	運転資金 設備資金					

融資限度額・その他

- 全体の融資限度額は、各資金の限度額を超えない範囲で 3,000 万円
- 複数の融資を利用する場合の資金区分ごとの融資限度額は次の通り。
運転資金：2,000 万円 設備資金：2,000 万円
- 市へのあっせん申込み時に融資限度額を超えていない必要があります。融資実行時ではありません。
- 上記一覧に記載の融資利率は、令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の期間に市へ申込みをした方に適用されます。
- 個人で身体障害者 4 級以上の身体障害者手帳をお持ちの場合は、利子補給は 2 倍になります。

小規模事業者

条件

- 常時使用する従業員が 20 人以下 (商業・サービス業にあっては 5 人以下) NPO 法人は除く
- この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付き融資の合計残高が 2,000 万円以下

メリット

信用保証は原則、信用保証協会が 80%、金融機関が 20%の信用リスクを共有するようになっています (責任共有制度)。上記条件を満たす小規模事業者が対象制度で申込みをした場合は、信用保証協会の 100%保証となり、金融機関には信用リスクの負担がなくなります。そのため、条件にあてはまる事業者にとっては金融機関からの融資が受けやすくなるというメリットがあります。

申込み要件

申込み要件
(普通創業・特定創業を除く)

共通

- 中小企業者 (中小企業信用保険法第 2 条第 1 項に規定するもの) であること。
- 市税の納税義務者であって、既に納期の経過している区市町村税を完納していること (納税義務のない NPO 法人を除く) (非課税の方はご利用できません)

個人の場合

- 市内に引き続き 1 年以上居住していること。
- 東京都内に事業所を有し、引き続き同一場所で 1 年以上保証協会の保証対象業種に属する同一事業を営んでいること。

法人の場合

- 市内に本店又は主たる事業所を有し、引き続き同一場所で 1 年以上保証協会の保証対象業種に属する同一事業を営んでいること。

普通創業・特定創業を除く

申込み要件
(普通創業・特定創業)

共通

- 中小企業者 (中小企業信用保険法第 2 条第 1 項に規定するもの) であること。
- 市税の納税義務者であって、既に納期の経過している区市町村税を完納していること (非課税の方はご利用できません)
- 創業後の場合は、創業後 1 年以内であること。
- (特定創業資金の場合) 認定特定創業支援等事業により支援を受けたものであって、有効期限内の証明書を有するものであること。

個人の場合

- 市内に引き続き 1 年以上居住していること。
- 市内に事業所を有し、又は有する予定があつて、かつ、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいる、または営む予定であること。

法人の場合

- 市内に本店を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること

普通創業・特定創業の方

※ 法人の場合、原則代表者が個人として連帯保証人になる必要があります。連帯保証人無しで申込み場合は、別途金融機関からの書類が必要となります。あらかじめ金融機関にご相談・ご確認ください。
※ NPO 法人は小規模企業資金、普通創業資金、特定創業資金の申込みはできません。